九　臨床工学技士法施行規則第十六条第一項（同令第二十九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の臨床工学技士国家試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第四十六条の二の四　法別表八十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

三　義肢装具士法第八条第一項の義肢装具士の免許の取消し若しくは名称の使用の停止又は同条第二項の再免許に関する事務

四　義肢装具士法第十条の義肢装具士国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務

五　義肢装具士法第十五条第一項（同法第二十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十三条第一項の義肢装具士国家試験の受験の停止又はその試験の無効に関する事務

六　［略］

七　［略］

八　義肢装具士法施行規則第十五条（同令第二十九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の義肢装具士国家試験の合格証書の交付に関する事務

九　義肢装具士法施行規則第十六条第一項（同令第二十九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の義肢装具士国家試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第四十六条の二の五　法別表九十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　略］

四　救急救命士法第九条第一項の救急救命士の免許の取消し若しくは名称の使用の停止又は同条第二項の再免許に関する事務

五　救急救命士法第三十条の救急救命士国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務

六　救急救命士法第三十五条第一項（同法第四十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第四十条第一項の救急救命士国家試験の受験の停止又はその試験の無効に関する事務

七　［略］

八　救急救命士法施行規則第十七条（同令第二十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の救急救命士国家試験の合格証書の交付に関する事務

九　救急救命士法施行規則第十八条第一項（同令第二十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の救急救命士国家試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第四十六条の三　法別表九十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

第四十七条　法別表九十四の項の主務省令で定める事務は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第七条の自立支度金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

［新設］

第四十六条の二の四　法別表第一の八十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

三　義肢装具士法第八条第一項の義肢装具士の免許の取消し又は名称の使用の停止に関する事務

［新設］

［新設］

四　［同上］

五　［同上］

［新設］

［新設］

第四十六条の二の五　法別表第一の九十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　同上］

四　救急救命士法第九条第一項の救急救命士の免許の取消し又は名称の使用の停止に関する事務

［新設］

［新設］

五　［同上］

［新設］

［新設］

第四十六条の三　法別表第一の九十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

第四十七条　法別表第一の九十四の項の主務省令で定める事務は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第七条の自立支度金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。